

川島町都市計画マスタープラン改定に向けた 上位・関連計画の整理

1. 埼玉県 の計画	1
①埼玉県 5 か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉- (2020 (令和 2) 年 3 月変更) .	1
②まちづくり埼玉プラン (都市計画の基本指針) (2018 (平成 30) 年 3 月策定) ...	3
③川越都市計画 (川越市、日高市、川島町) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (2017 (平成 29) 年 1 月 27 日 都市計画の決定告示)	3
2. 川島町 の既往関連計画	4
(1)総合計画・振興計画等	
①第 6 次川島町総合振興計画基本構想・基本計画 (第 2 期まち・ひと・しごと創生総 合戦略)	4
(2)土地利用・道路・交通関連	
①川島町圏央道川島町インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針 (2008 (平成 20) 年 10 月 31 日 策定)	5
②川島町地域公共交通網形成計画 (2018 (平成 30) 年 3 月策定)	6
(3)公共施設・都市施設関連	
①川島町公共施設等総合管理計画 (2016 (平成 28) 年 3 月策定)	6
②川島町公共施設個別施設計画 (2021 (令和 3) 年 3 月策定)	7
(4)防災・安全対策関連	
①川島町地域防災計画 (2021 (令和 3) 年 3 月改訂)	8
②川島町建築物耐震改修促進計画 (2017 (平成 29) 年 3 月改定)	9

川島町都市計画マスタープランの改定にあたって、踏まえるべき主要な上位・関連計画の概要を以下に整理します。

1 埼玉県計画

埼玉県が策定している主要な計画には、以下に示すものがあります。

①埼玉県5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-(2020(令和2)年3月変更)

担当課	埼玉県企画財政部計画調整課	
概要	目的	人口減少、高齢者の急増・働き盛りの世代が減少する一方、高速道路や新幹線の整備が進み、交通の要衝としての優位性が高まっている。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催など、本県を一層活性化する好機も控えている。 このような時代の潮流の中で、本県を取り巻く環境の大きな変化に適切に対応し、将来にわたる持続的発展を実現するため、策定するもの。
	構成	<ul style="list-style-type: none"> ■埼玉県の目指す将来像 ■時代の潮流 ■11の宣言 ■重点推進課題 ■分野別施策 ■地域の施策展開
	策定年・改訂年	2020(令和2)年3月変更
	目標年次	2017(平成29)年度から2021(令和3)年度
全体計画	11の宣言	宣言1 結婚・出産・子育ての希望実現 宣言2 健康・医療・介護の安心確保 宣言3 大地震など危機への備えの強化 宣言4 地域をつなぐ社会基盤の整備 宣言5 シニアの活躍推進 宣言6 次代を担う人財育成 宣言7 女性が活躍する社会の構築 宣言8 稼ぐ力の向上 宣言9 儲かる農業の推進 宣言10 新たなエネルギー社会の構築 宣言11 オリンピック・パラリンピックなどを契機とした地域の活性化
	重点推進課題	<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある超高齢社会の構築 ・埼玉の成長を支える投資 ・ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催 ・子供の貧困の解決
分野別施策	未来への希望を実現する分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供を安心して生み育てる希望をかなえる ○ 誰もが健康で安心して暮らせる社会をつくる
	生活の安心を高める分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の安心を提供する ○ 暮らしの安心・安全を確保する ○ 危機や災害に備える

	人財の活躍を支える分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人が人財として輝ける子供を育てる ○ 多彩な人財が活躍できる社会をつくる
	成長の活力をつくる分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埼玉の成長を生み出す産業を振興する ○ 埼玉の農林業の成長産業化を支援する ○ 埼玉の活力を高める社会基盤をつくる
	豊かな環境をつくる分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続的発展が可能な社会をつくる ○ 豊かな自然と共生する社会をつくる
	魅力と誇りを高める分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民が誇れる埼玉の魅力を高める ○ 支え合いで魅力ある地域社会をつくる
川越比企地域の主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 結婚を希望する未婚者への出会いの機会の提供支援 ○ 急速な高齢化に備えた健康長寿埼玉プロジェクトなど地域の実情に応じた健康づくりの取組支援 ○ 首都直下地震に備えた道路啓開体制の強化 ○ 就職を目指す若者、高齢者、女性及び障害者に対するきめ細かい支援 ○ 食品産業、自動車関連産業、流通加工業など埼玉の特性を生かした産業の誘致 ○ 優良農地の確保と担い手への農地の集積・集約化の促進 ○ 幹線道路の未接続区間の解消(国道407号鶴ヶ島日高バイパスなど) ○ 平地林の保全・活用 ○ 多様な機関・団体と連携した観光客の誘致と回遊の促進 ○ 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたボランティア育成 	
		等

②まちづくり埼玉プラン（都市計画の基本指針）（2018（平成30）年3月改定）

担当課	埼玉県都市整備部都市計画課	
概要	目的	近年の都市計画は、人口増加とそれに伴う開発圧力のコントロールが課題であった時代のものから、人口減少・高齢化が進行する中で都市の魅力や活力を高め、社会・経済が成熟化する時代にふさわしいものへと転換していくことが必要となっている。 埼玉県都市計画審議会からは「大きな方向性において問題はないが、取組レベルにおいて最新の都市計画にふさわしい表記への修正や新しいまちづくりの動きについての追記が必要」という提言があったことから、現プランを見直し、目標期間後半10年間の指針とするもの。
	位置づけ	都市計画制度を運用するにあたっての原則や、まちづくりの進め方の例示などで構成され、県、市町村において県全体の都市計画やまちづくりの大きな方向性を共有することなどに活用される。 県は、都市計画区域マスタープランの見直しや個別都市計画の決定・変更の際の基本指針として活用し、市町村は市町村都市計画マスタープランの策定やまちづくりの取組に際しての参考として活用する。
	策定年・改訂年	2018（平成30）年3月改定
	目標年次	2028（令和10）年
	将来都市像・まちづくりの目標	埼玉の将来都市像「みどり輝く 生きがい創造都市」 ～暮らしつづけるふるさと埼玉～ (1)暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市 (2)誰もがいきいきと働いている元気な都市 (3)地域の営みが未来につながる都市
目標実現のための連携の進め方・主な取り組み	まちづくりの目標	目標1：コンパクトなまちの実現 目標2：地域の個性ある発展 目標3：都市と自然・田園との共生
	まちづくりの組織とネットワーク	○ 多様な主体がまちづくりに参加できるように支援 ○ 優良なまちづくりの担い手が育つように支援 ○ エリアマネジメント活動やリノベーションまちづくりなど、地域価値を高めるまちづくりを支援
	県と市町村の連携	<県> ○ 広域的な視点からまちづくりの方向性を示す ○ 市町村が取り組むまちづくりを支援 <市町村> ○ 地域の個性を生かしたまちづくりを主体的に進める ○ 住民やNPOなどとの協働によるきめ細やかなまちづくりを進める
県民感覚のまちづくり	○ 都市計画を分かりやすく情報発信し、県民のまちづくりへの参画意識を醸成する ○ 社会実験などを通じて、新たな政策課題に的確に対応する	

圏央道ゾーンの主な取組	コンパクトなまちの実現	○ 中心市街地に医療・福祉・子育て支援・商業などの多様な都市機能の集積を図る ○ 中心市街地へのアクセス性を高めるなど、生活の利便性の向上を図る ○ 市街化区域の拡大は抑制することが原則であるが、圏央道インターチェンジや主要幹線道路を生かした産業基盤づくりを図る場合を除く
	地域の個性ある発展	○ 地域資源のネットワーク化を図り、地域独自の魅力を県内外に発信するなど、観光振興による地域の活性化を図る ○ 圏央道インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺などで産業基盤づくりを進め、雇用の場を確保し、地域の活力を高める
	都市と自然・田園との共生	○ 川を活用することにより「交流の場」や「憩いの場」を創る ○ 市民農園、観光農園など田畑・里山を活用しつつ、良好な田園・自然を保全する

③川越都市計画（川越市、日高市、川島町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（2017（平成29）年1月27日 都市計画の決定告示）

担当課	埼玉県都市整備部都市計画課	
概要	目的	本方針は、川越市、日高市、川島町の一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定めるもの。
	位置づけ	<p>都市計画法第6条の2に基づき、都市の発展の動向、当該都市計画区域の人口及び産業の現状、将来の見通し等を勘案し、当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業等の都市計画の基本的な方向性を示すものとして位置づける。</p> <p>図 都市計画法における位置づけ（資料：現行川島町都市計画マスタープラン）</p> <p>図 諸計画との関係（資料：現行川島町都市計画マスタープラン）</p>
策定年・改訂年	2017（平成29）年1月27日 都市計画の決定告示	
目標年次	基準年次を2010（平成22）年、目標年次を2025（令和7）年	
都市づくりの基本理念	コンパクトなまちの実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。 ○ 中心市街地に商業・医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能の

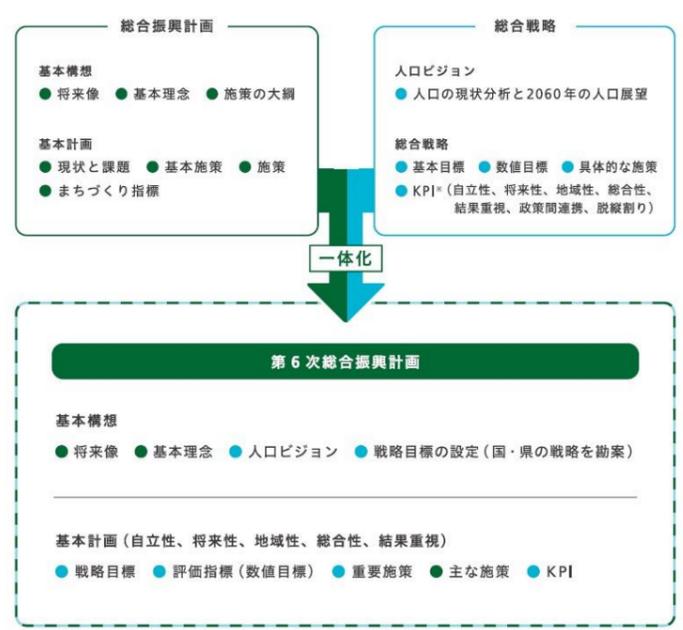
地域	集積を図るとともに、ゆとりある質の高い居住環境を形成する。また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、都市の利便性と田園のゆとりを共存できる都市を守り育てる。
	○ 公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。
	○ 高速道路ネットワークの整備による波及効果や地理的な優位性を活かし、産業の集積を図るとともに、雇用の場を確保し、地域の活力の源となる次世代が暮らしてみたいくなるような魅力あるまちづくりを進める。
都市と自然・田園との共生	○ 田畑・里山を活用しつつ、良好な田園・自然を保全する
産業拠点の市街地像	○ 川島インターチェンジ周辺、川越工業団地、川越狭山工業団地、富士見工業団地、的場工業団地、川島工業団地、原宿地区、上鹿山地区、戸守地区は、産業を集積する拠点を形成する。
区域区分の方針	<p>おおむねの人口</p> <p>都市計画区域内：422.2千人（2010（平成22）年） →おおむね432.7千人（2025（令和7）年）</p> <p>市街化区域内：307.3千人（2010（平成22）年） →おおむね305.7千人（2025（令和7）年）</p>
	<p>産業の規模</p> <p>総生産額（製造業＋物流業）：4,037億円（2010（平成22）年） →4,862億円（2025（令和7）年）</p> <p>総生産額（卸売業＋小売業）：1,254億円（2010（平成22）年） →977億円（2025（令和7）年）</p>
	<p>市街化区域面積</p> <p>おおむね4,173ha（2025（令和7）年）</p> <p>※区域区分における保留フレームに対応する面積を含まないものとする。</p>
	<p>図 川越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図</p>

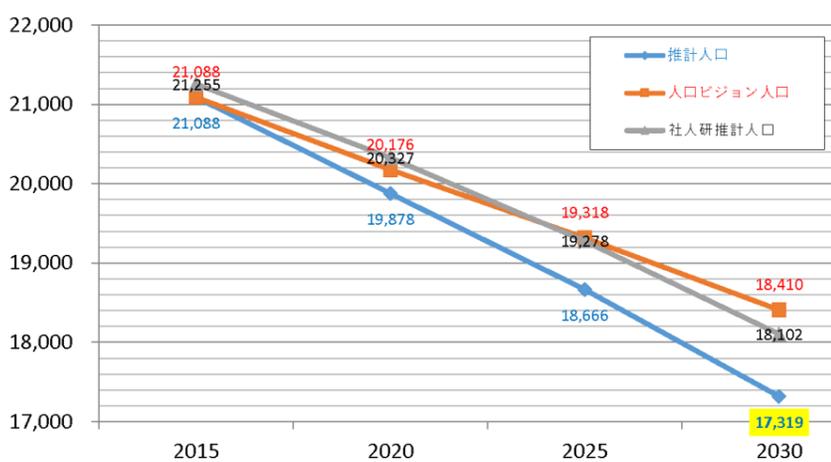
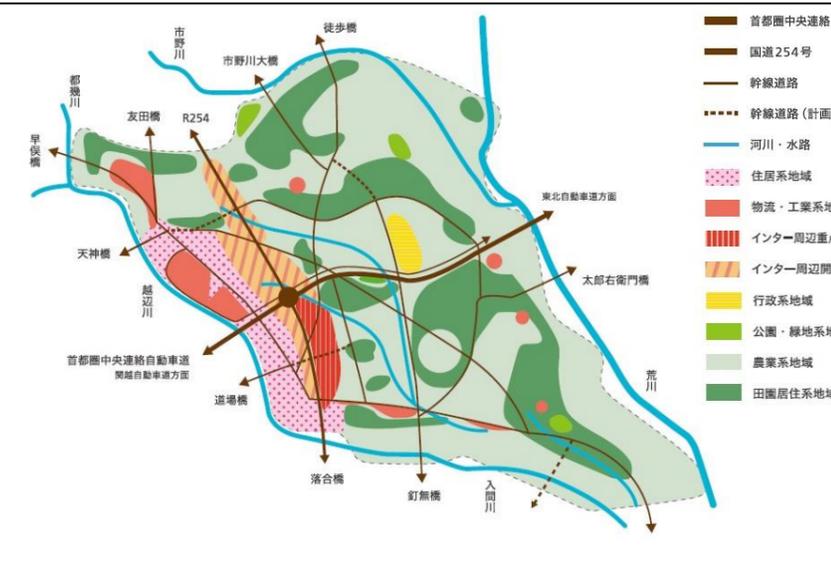
2 川島町の既往関連計画

川島町が策定している主要な計画・方針には、以下に示すものがあります。

(1) 総合計画・振興計画等

① 第6次川島町総合振興計画基本構想・基本計画（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）

担当課	川島町政策推進課
概要	町の進むべき方向性をみんなで共有し、町民、民間企業をはじめ、誰もが理解できるものとなるよう簡素で端的な計画とし、実効性のある計画とする。
目的	<p>■ 社会の急激な変化</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少社会の本格的な到来・少子高齢化、情報化社会の急速な進行 住民ニーズ、行政需要の多様化 <p>■ 町制施行 50 周年</p> <p>■ 新型コロナウイルス感染症による社会の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい生活様式（ニューノーマル）（※1） デジタル化（※2）の加速 <p>■ SDGs（※3）の実現（持続可能なまちづくり）</p> <p>※1 社会に大きな変化が起こり、新たな常識が定着すること。</p> <p>※2 IT やクラウドを使い、行政サービスの手続きを手段からプロセスまで効率化する取組。</p> <p>※3 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットで構成される。</p>
位置づけ	<p>第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化し、次の社会情勢等を踏まえ、今後 10 年間のまちづくりの道標を示すものとして位置づけるもの。</p>  <p>図 本計画の位置づけ</p>

基本構想等	<p>①安全・安心な暮らしが未来へ続く希望あるまち ■ 将来像実現のキーワード「守る、持続」</p> <p>②人と人の温かいつながりを感じることができるまち ■ 将来像実現のキーワード「つながり、町民一人ひとり」</p> <p>③元気な産業と働く人の活力にあふれたまち ■ 将来像実現のキーワード「創出、地域経済」</p> <p>④未来へはばたく人財が育つまち ■ 将来像実現のキーワード「育てる、教育、人財」</p>
2030 年のまちの姿	
基本理念	「ここが好き、やっぱり好き」
将来推計人口(人口ビジョン)	<p>○ 推計人口は、2030（令和 12）年に 17,319 人とする。</p> <p>○ 人口ビジョンで示す 2060 年の人口は 13,097 人とする。（継続）</p>  <p>図 将来推計人口</p>
土地利用構想	 <p>図 土地利用構想図</p>
前期基本計画	<p>○ 従来は政策分野ごとに構成していたが、今回は目指すべき方向性、まちづくりの考え方が明確になるよう戦略目標を基準に分野横断的な構成とする。</p> <p>○ 前期基本計画の計画期間は、2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度の 5 年間とする。</p>
基本計画の考え方	

戦略目標別の施策	<p>戦略目標1 まもる「未来に続く安全・安心な暮らしをまもる」</p> <p><重要施策></p> <p>①災害に備える環境整備 ②持続可能な循環型社会の実現</p> <p><主な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治・コミュニティの振興 ○ 人権尊重・男女共同参画の推進 ○ 消費者の保護 ○ 障がい者福祉の充実 ○ 社会保障の充実 ○ 自然環境と共生するまちづくり ○ 安心して暮らすための河川の整備 ○ 上下水道の整備・維持管理 ○ 持続可能な公共交通網の形成 ○ 公共施設の適正な管理 ○ 消防・防災体制の充実 ○ 交通安全の推進 ○ 福祉のまちづくり ○ 高齢者福祉の充実 ○ ごみ処理適正化の推進 ○ 緑あふれる安心空間の整備 ○ 住みやすいまちづくり ○ 安全に通行できる道路の整備 ○ 農地保全と有効利用 ○ 適正な行財政運営の推進 <p>戦略目標2 つなぐ「未来に向けて人と人をつなぐ」</p> <p><重要施策></p> <p>①つどいの場の創出 ②新しい自治体コミュニケーションの推進</p> <p><主な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多文化共生社会の推進 ○ いきがいの創出 ○ 新しいつながりの創出 ○ 文化財の保護・活用及び伝統文化の継承 ○ デジタル化の推進 ○ ふれあいの場の充実 ○ 青少年の地域参加の推進 ○ 広域連携の推進 <p>戦略目標3 つくる「未来へ輝く稼ぐ地域をつくる」</p> <p><重要施策></p> <p>①川島インターチェンジ周辺整備の推進 ②地域資源の総動員による稼ぐ力の向上</p> <p><主な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくりの推進 ○ 元気ある市街地の整備 ○ 地域特性を活かした農業振興 ○ 地域資源を活かした観光振興 ○ 官民連携の推進 ○ 魅力ある土地利用 ○ 元気ある事業活動の推進 ○ 新たな行政サービスの導入 <p>戦略目標4 そだてる「未来へはばたく人財をそだてる」</p> <p><重要施策></p> <p>①夢を育む新たな学校づくり ②社会を生き抜く人財の育成</p> <p><主な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな生涯学習の推進体制構築 ○ 生きる力を育む学校教育の推進 ○ 心と体を育む教育環境の整備・充実 ○ 子育て支援・児童福祉の充実 ○ 多様な学習機会の充実
----------	--

(2) 土地利用・道路・交通関連

①川島町圏央道川島町インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針

(2008(平成20)年10月31日策定)

担当課	川島町まち整備課												
概要	目的	<p>圏央道川島 IC 周辺において、田園環境と調和した計画的な土地利用を進めているが、一方では資材置場や残土置場などの乱立、いわゆる乱開発という美しくない土地利用の出現が懸念されている。このため川島町が取り組むべき総合的な乱開発抑止対策の指針として策定するもの。</p>											
対象地域・対象行為	目的	<p>川島町内にあって、圏央道川島 IC から概ね 1.5 kmの範囲を基本に適用する。また、特に乱開発を抑制する重点抑止エリアの範囲及び対象行為は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">重点抑止エリア</th> <th rowspan="2">対象行為</th> </tr> <tr> <th>地域</th> <th>地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農振農用地区域</td> <td>川島町乱開発重点抑止エリア図〔Aタイプ〕のとおりに</td> <td>沿道サービス施設、駐車場、資材置場等、産業廃棄物等置場・処理施設、関係法令等の違反施設・行為</td> </tr> <tr> <td>農振農用地区域外及び既存集落周辺</td> <td>川島町乱開発重点抑止エリア図〔Bタイプ〕のとおりに</td> <td>産業廃棄物等置場・処理施設、関係法令等の違反施設・行為</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 重点抑止エリア内において、対象行為以外の施設等を立地する場合は、関係法令に基づいてその可否が判断される。(対象行為以外のものは、どのような施設等でも立地可能ということではない。)</p> <p>注2) また、重点抑止エリア外において、上記の対象行為の施設等を立地する場合は、関係法令に基づいてその可否が判断される。(重点抑止エリア外であれば、どこの地域でもここに掲げた施設等が立地可能ということではない。)</p>	重点抑止エリア		対象行為	地域	地域の範囲	農振農用地区域	川島町乱開発重点抑止エリア図〔Aタイプ〕のとおりに	沿道サービス施設、駐車場、資材置場等、産業廃棄物等置場・処理施設、関係法令等の違反施設・行為	農振農用地区域外及び既存集落周辺	川島町乱開発重点抑止エリア図〔Bタイプ〕のとおりに	産業廃棄物等置場・処理施設、関係法令等の違反施設・行為
重点抑止エリア		対象行為											
地域	地域の範囲												
農振農用地区域	川島町乱開発重点抑止エリア図〔Aタイプ〕のとおりに	沿道サービス施設、駐車場、資材置場等、産業廃棄物等置場・処理施設、関係法令等の違反施設・行為											
農振農用地区域外及び既存集落周辺	川島町乱開発重点抑止エリア図〔Bタイプ〕のとおりに	産業廃棄物等置場・処理施設、関係法令等の違反施設・行為											
策定年・改訂年	2008(平成20)年10月31日												
抑止の目標	<p>重点抑止エリアについては、以下のとおり目標を定める。</p> <p>(1) 農振農用地区域内に位置する地域は、沿道サービス施設、駐車場、資材置場等、産業廃棄物等置場・処理施設の立地を抑止する。</p> <p>(2) 農振農用地区域外及び既存集落周辺の地域は、産業廃棄物等置場・処理施設の立地を抑止し、関係法令等の厳格な運用や監視活動の強化などにより、乱開発を抑制する。</p>												

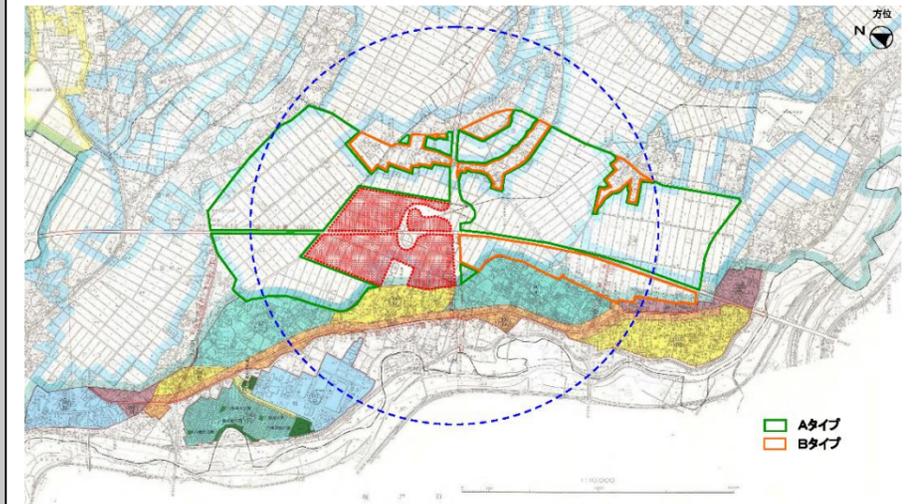


図 川島町乱開発重点抑止エリア

②川島町地域公共交通網形成計画（2018（平成30）年3月策定）

担当課	川島町政策推進課	
概要	目的	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（2007（平成19）年法律第41号）に基づき、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、川島町地域公共交通会議での協議を経て策定するもの。
	位置づけ	<p>地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものであり、本町の公共交通に関するマスタープランとして位置づける。</p> <p>図 計画の位置づけ</p>
	策定年・改訂年	2018（平成30）年3月策定
	目標年次	2022（令和4）年度
計画目標・施策	計画目標1 地域内公共交通の確保・維持	<p><施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誰でも使いやすいかわみんタクシーへの改善 ○ 誰でも使いやすい路線バスへの改善 ○ 地域内交通結節拠点の整備 ○ 既存交通を有効活用した新しい交通手段の確保
	計画目標2 地域内公共交通と広域公共交通との結節機能の強化	<p><施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内と広域との交通結節拠点の整備
	計画目標3 公共交通に関する理解や関心の向上	<p><施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町民・企業・行政の協働による公共交通の周知 ○ モビリティ・マネジメント（MM）の実施

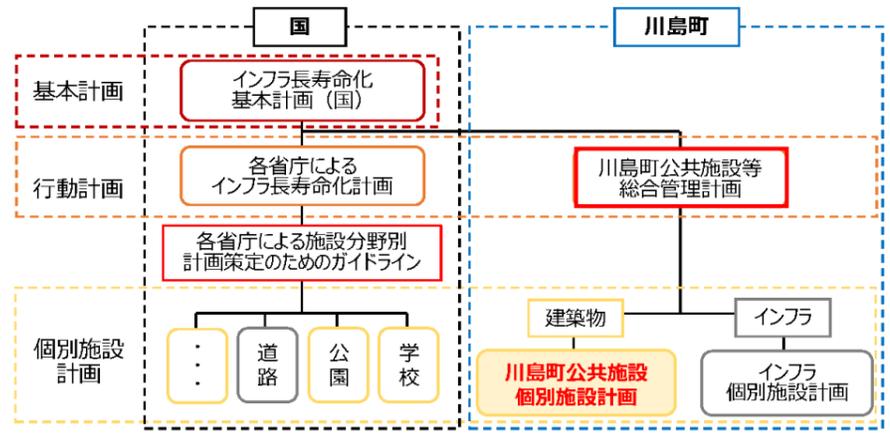
（3）公共施設・都市施設関連

①川島町公共施設等総合管理計画（2016（平成28）年3月策定）策定

担当課	川島町政策推進課	
概要	目的	本計画は、総務省からの策定要請の内容を踏まえ、今後、更新時期を迎える公共施設等の老朽化対策として、長期的な視点をもって、更新、複合化、転用及び長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し、健全な財政運営を目指して、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するために策定するもの。
	位置づけ	<p>平成25年11月に、インフラ長寿命化基本計画が決定され、地方公共団体は、インフラを所管する者として、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画が策定された。これを受けて、市が策定すべきインフラ長寿命化計画として公共施設等総合管理計画を位置づける。また、個別施設計画との整合を図る。</p> <p>図 計画の位置づけ</p>
	策定年・改訂年	2016（平成28）年8月策定
	目標年次	2055（令和37）年
基本方針	本町が保有又は管理する財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化、公共施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、公共施設総量の抑制（原則新規施設整備の抑制、更新時の減築など）、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、町有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減や平準化を図りながら、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ること。	
公共施設等の管理に関する考え方	点検・診断の実施方針	公共施設等を適切に利用していくには、各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断を行うことが重要となる。点検・診断においては、各施設の管理状況や設備の経過年数等を踏まえ、劣化状況の把握に努める。
	維持管理・修繕・更新等の実施方針	多額の費用がかかる大規模な修繕・更新をできる限り回避するため、定期的な点検・診断から早期段階における修繕に努め、施設の維持管理・修繕・更新等トータルコストの縮減や平準化を図る。また、更新については対象施設の状況、利用状況及び社会情勢に応じて検討を進める。

安全確保の実施方針	行政サービスを提供する拠点である公共施設の劣化や故障等は早急に対策を行い、安全性・機能性の確保とサービス提供を安定的にできるように環境を整える。 また、点検・診断等により高い危険性が認められた公共施設や老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みが低い施設については、特例地方債などを活用した解体撤去を基本とする。
耐震化の実施方針	公共施設等の多くは、災害時における指定避難所や物資集積場所として位置づけられている。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能を確保するためにも耐震化は重要であることから、今後も引き続き計画的な耐震対策に取り組む。
長寿命化の実施方針	定期的な点検・診断を実施し、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながら、施設のライフサイクルコストの低減や平準化を図る。
施設の複合化や統廃合の推進方針	利用頻度の低い施設、社会情勢や行政サービス需要の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転等で発生した空き施設は、他用途への転用、地域や民間事業者等への貸与、貸付、売却も含め、機能やあり方の検討を行う。 また、複合化・多機能化を図ることができる施設、設備等の共有が可能な施設などについては、機能統合を推進する。
民間活力の活用方針	施設の設置、管理運営にあたっては、指定管理者制度（民間事業者への委託による管理）など、民間企業等の持つ様々な資金やノウハウの活用を検討する。
施設情報の一元化	公共施設を一層効率的・計画的に管理していく必要があることから、共通のフォーマットにより、個別施設ごとに利用度、維持管理費用、老朽化などの施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、情報の一元化、見える化を図り施設の管理を行う。

②川島町公共施設個別施設計画（2021（令和3）年3月策定）

担当課	川島町政策推進課	
概要	目的	公共施設総合管理計画に定めた方針・目標に基づき、個別の施設の状況に応じたあり方及び適正化に向けた実現性のある取組を示すことで、総合管理計画の目標達成のため、ひいては本町における持続可能な公共施設の将来像を描くために策定するもの。
	位置づけ	<p>国のインフラ長寿命化基本計画（2013（平成25）年11月策定）及び、それに伴い各省庁が策定した施設分野別計画策定のガイドラインに基づくものであり、62の対象の公共施設（保健福祉施設、学校教育施設等）の個別施設計画として位置づける。</p>  <p>図 計画の位置づけ</p>
	策定年・改訂年	2021（令和3）年3月策定
	目標年次	2055（令和37）年
計画の基本的な考え方	<p>対象施設の個別施設計画策定にあたり、各施設のハード（築年度、構造等）及びソフト（利用者・維持管理運営費用等）情報に加え、建築物老朽度基礎調査結果、そして各施設所管課へのヒアリング結果を総合的に勘案した。</p> <p>なお、施設の長寿命化及び目標とする耐用年数については、『学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書』（文部科学省、2017（平成29）年）、『建築物の耐久計画に関する考え方』（日本建築学会、1988（昭和63）年）を参考に、建築物の耐震基準と耐震補強の有無、そして建築物老朽度基礎調査に基づき長寿命化を判定、加えて構造別に目標耐用年数を設定することで、長寿命化した際の耐用年数を個別に定め、かつ予防保全によって、施設の効率的な更新サイクルを目指すものとした。</p>	

(4) 防災・安全対策関連

①川島町地域防災計画（2021（令和3）年3月改訂）

担当課	川島町総務課																																																							
概要	目的趣旨	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、川島町の地域にかかる災害について、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするもの。																																																						
	位置づけ	<p>本計画は、本町の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、埼玉県地域防災計画と整合を図る。</p> <p style="text-align: center;">図 本計画の位置づけ</p>																																																						
策定年・改訂年	2021（令和3）年3月改訂																																																							
第2編 風水害対策計画 第1節 風水害対策計画の方針	第2 風水害対策の基本的な考え方	<p>4 避難の考え方</p> <p>(1) 町外への広域避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省公表の浸水想定区域図（想定最大規模）では、荒川、入間川の氾濫が発生した場合、町全域が浸水し、水が引くまで最大2週間程度かかることから、浸水の恐れのない町外への広域避難が必要。 ○ 町外への広域避難には時間がかかるため、早期に自主的な避難ができるよう早め早めの情報の伝達が重要であり、大規模な被害を引き起こす台風や大雨などの正確な気象情報の把握と的確な情報伝達が必要。 <p>(2) 町内の緊急避難場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水想定区域外への避難が困難な場合や避難のための時間的余裕がない場合は、指定避難所が浸水想定区域内であっても避難施設の浸水しない階を緊急避難場所として利用可能。 ○ 地域にある鉄筋コンクリート等の構造物で高台の機能がある施設に緊急的に避難（垂直避難）することについて、企業等へ働きかける。 ○ 氾濫シミュレーションの結果では、各河川において、本町に接している箇所及び近傍の堤防が決壊した場合による各避難場所（小・中学校）の最大浸水深と施設使用可能階は次のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表 各避難施設(小・中学校)における浸水深と使用可能階</caption> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>最大浸水深</th> <th>2階高さ</th> <th>使用可否</th> <th>3階高さ</th> <th>使用可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山小学校</td> <td>2.9m</td> <td>4.2m</td> <td>○</td> <td>7.8m</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>伊草小学校</td> <td>4.5m</td> <td>4.2m</td> <td>×</td> <td>8.0m</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>つばさ南小学校</td> <td>5.7m</td> <td>4.0m</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>旧出丸小学校</td> <td>5.3m</td> <td>4.2m</td> <td>×</td> <td>7.9m</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>つばさ北小学校</td> <td>4.5m</td> <td>4.4m</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>旧小見野小学校</td> <td>4.4m</td> <td>4.0m</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>川島中学校</td> <td>5.7m</td> <td>4.6m</td> <td>×</td> <td>8.4m</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>西中学校</td> <td>4.1m</td> <td>4.6m</td> <td>○</td> <td>8.4m</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※水害時はつばさ南・北小学校、旧小見野小学校が避難場所にならない。</p> <p>(3) 高台避難場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町は、町内の避難場所として、高台避難場所の整備を図る。 	施設名	最大浸水深	2階高さ	使用可否	3階高さ	使用可否	中山小学校	2.9m	4.2m	○	7.8m	○	伊草小学校	4.5m	4.2m	×	8.0m	○	つばさ南小学校	5.7m	4.0m	×	—	—	旧出丸小学校	5.3m	4.2m	×	7.9m	○	つばさ北小学校	4.5m	4.4m	×	—	—	旧小見野小学校	4.4m	4.0m	×	—	—	川島中学校	5.7m	4.6m	×	8.4m	○	西中学校	4.1m	4.6m	○	8.4m	○
施設名	最大浸水深	2階高さ	使用可否	3階高さ	使用可否																																																			
中山小学校	2.9m	4.2m	○	7.8m	○																																																			
伊草小学校	4.5m	4.2m	×	8.0m	○																																																			
つばさ南小学校	5.7m	4.0m	×	—	—																																																			
旧出丸小学校	5.3m	4.2m	×	7.9m	○																																																			
つばさ北小学校	4.5m	4.4m	×	—	—																																																			
旧小見野小学校	4.4m	4.0m	×	—	—																																																			
川島中学校	5.7m	4.6m	×	8.4m	○																																																			
西中学校	4.1m	4.6m	○	8.4m	○																																																			

第2編 風水害対策計画・第3編 震災対策計画

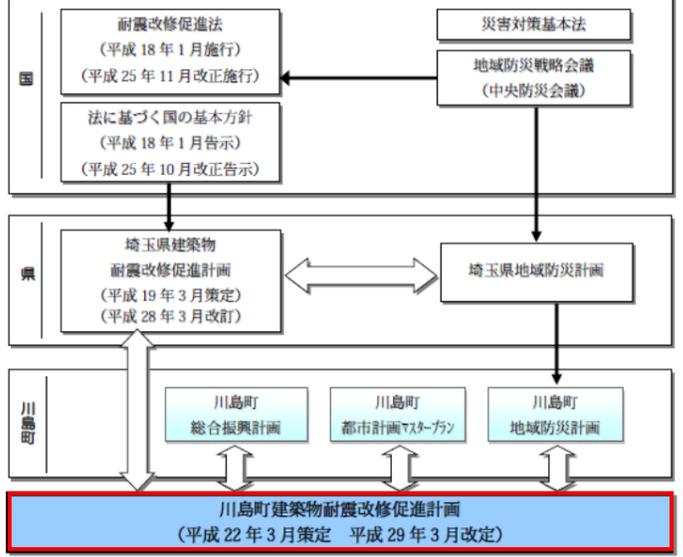
第6節 防災まちづくり計画

第1 防災拠点施設の整備

1 役場庁舎の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部を設置する役場庁舎を防災対策の中核拠点と位置づけ。 ○ 町の統括的防災活動を担う。役場庁舎は、平成27年度の建て替えにより耐震性の向上及び浸水対策を施し、災害情報の収集分析、災害情報及び応急復旧対策の伝達機能などを有する防災拠点として整備されている。
2 緊急避難場所の整備	<p>(1) 災害用電源の整備</p> <p>【第2編風水害対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急避難場所のうち小学校2校（伊草、旧出丸）には、自律運転機能付きの太陽光パネルを設置。 ○ 西中学校には、自律運転機能付きの太陽光パネル及び蓄電池が設置され、非常用の電源として使用可能。 ○ 今後、全緊急避難場所について太陽光パネル及び蓄電池等の災害用電源の整備を推進。 <p>【第3編震災対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所のうち小学校4校（伊草、つばさ南、旧出丸、つばさ北）には、自律運転機能付きの太陽光パネルを設置。 ○ 西中学校には、自律運転機能付きの太陽光パネル及び蓄電池が設置され、非常用の電源として使用可能。 ○ 今後、全避難所について太陽光及び蓄電池等の災害用電源の整備を推進。 <p>(2) 災害時特設公衆電話の整備</p> <p>【第2編風水害対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急避難場所である小学校3校（中山、伊草、旧出丸）と中学校2校に災害特設公衆電話を設置。 ○ 緊急避難場所開設時に災害時優先電話として利用可能。 <p>【第3編震災対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所である小学校6校（旧出丸、旧小見野を含む）と中学校2校に災害特設公衆電話を設置。 ○ 避難所開設時に災害時優先電話としての利用が可能である。 <p>(3) 耐震性向上の促進</p> <p>【第2編風水害対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急避難場所である小学校3校（中山、伊草、旧出丸）と中学校2校は、校舎及び体育館とも建物の構造体（柱・壁・梁・床等）や非構造部材（天井材・内外装材・照明器具・窓ガラス・家具等）の耐震化は完了。 <p>【第3編震災対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所である小学校6校（旧出丸、旧小見野を含む）と中学校2校は、校舎及び体育館とも建物の構造体（柱・壁・梁・床等）の耐震化は完了。 ○ 避難所としての耐震性の向上を促進するため、非構造部材（天井材・内外装材・照明器具・窓ガラス・家具等）の耐震化も終了。

道路・橋りよ うの整備	<p>1 道路の拡幅計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は都市計画道路及び幹線道路の整備促進を図りつつ、防火性の高いまちづくりを進める。 <p>2 橋りよの架け替え・補修</p> <p>【第2編風水害対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した橋りよ及び耐震性の低い橋りよについては、災害発生時における避難、緊急物資の輸送などに支障をきたすおそれがあることから、架け替え・補修等により整備。 <p>【第3編震災対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内の橋りよのうち、老朽化した橋りよ及び耐震性の低い橋りよについては、地震発生時における避難、緊急物資の輸送などに支障をきたすおそれがあることから、架け替え・補修等により整備。
オープンス ペースの確 保	<p>【第2編風水害対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町では災害対応力向上事業として、震災時のみでなく、水害時にも利用可能であり、平常時には野球場や公園など町民のスポーツ・レクリエーション施設として使用できる高台避難場所を、災害避難場所として整備を検討。 <p>【第3編震災対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町では災害対応力向上事業として、震災時のみでなく、水害時にも利用可能であり、平常時には野球場や公園など町民のスポーツ・レクリエーション施設として使用できる施設を、災害避難場所（高台避難場所）として整備を検討。
緊急輸送ネ ットワークの 整備	<p>1 緊急輸送道路及び沿線の整備</p> <p>【第2編風水害対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進。 緊急輸送路に面する落下対象物、ブロック塀、看板、歩道の路面状態について点検を行い、障害物の発生を少なくするように努める。 <p>【第3編震災対策計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進する。 緊急輸送路に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、平時から沿道のブロック塀、看板、歩道の路面状態について点検を行い、障害物の発生を少なくするように努める。 <p>2 応急復旧資機材の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、平常時から応急復旧資機材の整備を行う。また、川島町建設業協会との連絡を密にして、非常時に使用できる建設機械等の把握を行う。

②川島町建築物耐震改修促進計画（2017（平成29）年3月改定）

担当課	川島町まち整備課	
概要	目的	今後発生が予想される地震被害から町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とするもの。
	位置づけ	<p>本計画は、法の内容を踏まえるとともに、県計画や本町の防災に係る総合的な運営を計画化した「川島町地域防災計画」等との整合を図りつつ、建築物の耐震化を促進していくための基本計画として位置づける。</p>  <p>図 計画の位置づけ</p>
	策定年・改訂年	2017（平成29）年3月改定
耐震化の促進を図るための施策	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 重点的に耐震化すべき区域に関する事項 液状化による建築物の被害の軽減対策 	
建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策	重点的に耐震化すべき区域について	<ul style="list-style-type: none"> 比較的に建築物の立地が多い市街化区域における防災拠点施設となる中山小学校、伊草小学校、西中学校周辺について重点的に耐震化の促進を図る。